



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日本空調サービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 橋本 東海男
(コード番号 4658 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務部長 草野 幸士
(TEL. 052-773-2513)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 52 回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり定款を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行第 1 条 (商号) の英文社名の変更

当社グループにおける今後の海外ブランド力強化施策の一環として、海外子会社に英文社名の頭文字から“NACS”と冠した社名で展開することを狙いとして変更するものであります。

(2) 責任限定契約の締結可能範囲の拡大

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 (条文省略) 2. 当会社の英文社名は、Nippon Air conditioning Services Co., Ltd. と称する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり) 2. 当会社の英文社名は、Nippon Air <u>Conditioning</u> Services Co., Ltd. と称する。
第 2 条～第 29 条 (条文省略)	第 2 条～第 29 条 (現行どおり)



<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上